

○振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）

（犯罪被害者等の支援の充実等）

第二十条 預金保険機構は、前条（第二十四条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により金銭の納付を受けたときは、当該納付を受けた金銭の額から当該金銭の額に第二十五条第四項の規定による支払に要する費用の額を考慮して主務省令で定める割合を乗じて得た額を控除した額の金銭を、主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとする。

○振り込め詐欺救済法第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令（内閣府・財務省令）

（支援支出金の支出の対象）

第二条 法第二十条第一項の規定に基づき預金保険機構が犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている金銭（以下「支援支出金」という。）は、犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成（以下「支援業務」という。）に充てるため、次に掲げる要件を備える者（当該助成のみを行う場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる要件を備える者。以下「支援支出金管理団体」という。）を通じて、支出するものとする。

- 一 犯罪被害者等の支援に係る知識及び経験を有すること。
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- 三 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- 四 支援支出金の管理及び運用に関して、十分な能力を有すると認められること。
- 五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）その他の法令の規定に基づき、犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の貸付けを行うことができること。